

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成31年3月11日(月曜日)	開 議 閉 議	午後1時35分 午後4時30分
出席委員	◎福井 ○木村 三上 浅田 山本 松山 木曾 石野		
執行機関 出席者	藤村市長公室長、小栗人事課長、阿比留人事課給与係長、内藤人事課人事係長、 田中生涯学習部長、三宅文化・スポーツ課長、伊豆田市民力推進課長、 中川人権啓発課長、岩崎文化・スポーツ課副課長、藤本人権啓発課啓発振興係長、 眞里谷市民力推進課地球環境子ども村係長、 河原総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、西田自治防災課主幹、 牧野自治防災課副課長、名倉総務課総務係長、水主自治防災課消防係長、 山本教育部長、和田教育部次長、片山教育総務課長、大西社会教育課長、 亀井社会教育課担当課長、桂社会教育課副課長、岡田社会教育課放課後児童係長		
事務局	片岡事務局長、山内事務局次長		
傍聴	可	市民 2名	報道関係者 0名 議員 0名()

会 議 の 概 要

1 3 : 3 5

1 開議

2 事務局日程説明

1 3 : 3 8

3 要望について

<福井委員長>

要望について議題とする。

当常任委員会所管の要望、「事務処理の適正化についての要望」について、要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<福井委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[要望者(意見陳述者(松尾寛治氏))、入室 発言席へ]

<福井委員長>

ただ今から、当常任委員会所管の要望、「事務処理の適正化についての要望」について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔にお願いします。

《質疑》

＜木曾委員＞

「情報公開制度の運用」に係る印影の問題だが、通常、印影は黒塗りで隠してしまって、公開すべきでないということか。

＜要望者（松尾氏）＞

私は京都府の情報公開制度を作った時の担当者であったが、その時に印影のことが議論になった。当時は職員の氏名も非公開で、公印等の印影も含めて消していた。

その後、公印は出すようになったと聞いているが、個人の名前も判例により、職務執行上の事項ということで非公開にできなくなったと聞いている。京都府の職員の話では十数年前に審議会でも印影を出すように厳しく言われて出すようになったが、印影が複製されることから、それは危険であるということで、消すようになったというのが実態である。亀岡市が引き継ぐ前の、京都府が許可した開発許可書を情報公開請求して、亀岡市から得たところ、職員の名前の他に印影や出席者名簿の自筆のサインが載っていたが、自筆は載せてはいけないと思っている。

＜三上委員＞

私も情報公開で京都府等から取り寄せたりしているが、その情報がどれだけあるのかということ、例えば京都府では文書目録のような形で公開していると思うが、そういう形で公開すべきということか。

＜要望者（松尾氏）＞

京都府の場合は件名目録という名前、京都市の場合は文書目録という名前だが、京都府も京都市もそれをインターネットで見られる。文書目録をきっちりと作っている団体は少ないと思うが、亀岡市の場合は関係部署が全部コピーをして、非公開の部分は黒く消している。文書の名前だけがわかればよいのであって、それだけわかれば情報公開請求できるので、大変ムダなことをしているように思う。

＜三上委員＞

宗教法人の寄附は確かめられる方法があったのか。

＜要望者（松尾氏）＞

私は正月にいろいろな神社を運動も兼ねて回っている。その時、地元の村山神社で、寄附者一覧が掲げられていて、偶然、10万円の欄に地元選出のある議員の名前が載っているのを見かけた。まさかと思ったので写真を撮っておいた。全国的にもこのような事例は聞いていないと思っている。

＜木曾委員＞

「各種規程の区分について」のところ、各文化センターでは印鑑がなければ会議室が使用できない状態にあるということだが、他の自治体では印鑑なしでも使用許可をだしてもらえるのか。署名だけでもできるということか。

＜要望者（松尾氏）＞

例えば口丹波勤労者福祉会館では印鑑が不要で、申請者のサインがあればよいと思うし、それがあれば収入の調定はできる。

＜木曾委員＞

宗教法人への寄附の件だが、以前、京都府の議長が年末警戒の時にお酒を寄附したということで、議長を辞められたということが新聞に出ていたように思う。

当然、そのような寄附行為はしてはいけないと思うが、先ほどの寄附者一覧は今もあ

るのか。もう撤去されているのか。

<要望者（松尾氏）>

今の時点は知らない。2月の時点ではあった。

<木曾委員>

衆議院議員が祭で団扇を配ったということで大臣を辞められたということがあったように思う。公職選挙法の関係はしっかり認識しておかなければならない。

<福井委員長>

要望書の趣旨は、選挙管理委員会が機能を果たしていないということであるので、個々の事例について質問されるのは適切かどうか疑問に思う。

<三上委員>

そのような問題提起があれば、議会として襟を正すことは必要である。

議員になる前にしているようなことがあるかもしれないが、日付はどうであったのか。

<要望者（松尾氏）>

掲示には、平成29年度、30年度の寄附となっていた。

1つだけ説明が漏れていたが、東部文化センターではクーラーが各部屋についていて、リモコンを貸してもらえるが、なぜその分の料金をとらないのか疑問に思っている。

<福井委員長>

場所によって対応がまちまちということか。

<要望者（松尾氏）>

そのとおりである。

<福井委員長>

要望者（松尾氏）から意見陳述の最後に指摘いただいた、委員会に理事者も入るべきという意見に対しては、今後、委員会として考えていくが、ただし、請願については意見陳述の場を設けることは明記されているが、要望についてはそこまでの規定整備ができていないので、そのことも含めて話をしていきたいと思っているので、よろしく願う。

（質疑終了）

14 : 04

《委員間討議》

<木曾委員>

情報公開の印影の問題だが、市として確認をして、問題のないように対応することが大事だと思う。

<福井委員長>

この件については、少し調査していきたいので、正副委員長に一任願う。

— 全員了 —

<木曾委員>

委員会に理事者の傍聴を求める話があったが、先進地の事例も調査して、検討してもよいのではないか。

<福井委員長>

そのことは常任委員会よりも、議会運営委員会の中で検討させていただくことでよいのか。

— 全員了 —

14 : 10

4 議案審査

(市長公室 入室)

14:12～

【市長公室】

(1) 第42号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長公室長 あいさつ

人事課長 説明

14:18

《質疑》

<三上委員>

産業医の面談斡旋の対象となるのは、月何時間以上の超過勤務か。

過労死のボーダーラインは、月何時間の超過勤務か。

<人事課長>

産業医の面談は、現在、時間外勤務が月100時間を超えた場合で、本人からの申し出があった場合に実施することとなっている。

月80時間で申し出があった場合は、努力義務となっている。

今回の改正で月100時間を超えた場合は、申し出がなくても必ず面談をしなければならないこととなっている。

労災の過労死ラインは月80時間とか100時間とか言われている。

<三上委員>

時間外勤務が集中する所は月100時間を超える所もあると思うが、超過勤務が常態化している職員が実態としてはあるという認識か。

<人事課長>

財政課や税務課など、時期的に時間外勤務が集中する部署は数多くある。

<三上委員>

市役所で、土曜日や日曜日でも電気がついている所もあるように思うが、休日でも所属長が時間外勤務を命じているということか。

<人事課長>

個人的に自分の手元を整理するために来ている職員はいるかもしれないが、基本的に時間外勤務は所属長が命令しなければできないことになっている。

<三上委員>

職員が休日に来ている場合は、そのような理解でよかったか。

<人事課長>

当然、休日に行事等があって、命令が出ている場合もある。

<三上委員>

行事の時は振替休日があるが、行事で来られていない場合も恐らくあるのではないかと思うので、実態を見させていただきたい。

<木曾委員>

上限時間の特例だが、最近、災害が多い関係で特定の部署に集中して残業が増えており、このことが常態化しているように思うが、月100時間を超えて時間外勤務ができるのか。

<人事課長>

上限時間の特例として月100時間を超えて残業することはできるが、年6回までで、残りの6回はできないことになる。

<木曾委員>

それは半年はできて、残りの半年はできないということか。

<人事課長>

年に12カ月あるが、6回ということなので、それがとびとびになっても大丈夫という解釈である。

<木曾委員>

残業が集中して、土・日も出て来なければならない状況で悩んで、もう少し余裕のある所に就職されようとする人もあるように聞く。集中することなく、お互いが分散して月100時間以内に収まるような配置なり、協力体制が必要と思うがどうか。

<人事課長>

特定の係や人に残業が集中することがないように、所属長に協力体制の配慮をお願いしている。

ただ、係が違くと手伝えない業務も実際にはある。

<木曾委員>

忙しい所、例えば財政課、税務課、自治防災課などでは、一時的に業務が集中することとなるが、今後、お互いに分担しながら、全庁的に取組める体制づくりを考えていかなければ、働き方改革ということで、せっかく条例を作っても、結果として忙しい所は忙しい、早く帰る所は早く帰るといったことになってしまうので、その辺りの調整が必要と考えるがどうか。

<人事課長>

同じ部内で助け合ったり、全庁的に取組める体制づくりに努めなければならないと考えている。

<福井委員長>

先ほどの話で、6回までは月45時間を越えられるが、6回はつながっていてもよいのか。

<人事課長>

6回はつながっていてもかまわない。

<松山委員>

普通退職者が増えているということであるが、休日出勤や残業を減らすために、所属長として、職員のフォローはどのようにされているのか。

<人事課長>

所属長が命令して残業を行うが、課内で全体体制をとってフォローもされているし、所属長から応援体制を下す場合もある。

<松山委員>

災害以外の場合、応援体制は難しい状況にあるのか。

<人事課長>

現状として、部体制で取組むことはあるが、部を超えてでも、例えば花火大会等では全庁的に取組んでいる。災害についても同様である。

<市長公室長>

今回、国の制度を受けて規則を改正して時間外勤務の上限を決めたとしても、これをいかに実効性のあるものにしていくのかが求められている。

今までも時間外勤務を減らすようにいろいろな場で話をし、事務の見直しをお願いしてきたが、部署によってはなかなか時間外勤務が減らないという現実がある。

今回、様々な上限が決められており、人事課で最終チェックはするが、何よりも各所属における所属長の業務量・事務分担等のマネジメントが、今まで以上に必要になってくると考える。

あくまでも時間外勤務は所属長の命令によって行うものだが、この規則に沿うようにしっかり徹底はしていきたいと思うが、サービス残業にならないように、スクラップの部分にも真剣に取り組んでいかなければならないと思っている。事務の効率化についても求められると思うので、今回の規則改正を契機として取り組んでいきたい。

<山本委員>

今回、時間外勤務の上限が設定されることとなるが、実際に勤務している人が勤務時間を正確に把握するための取組みをされる考えはあるのか。

<人事課長>

時間管理については、基本的には所属長、係長が管理しているが、流れの中でタイムカード等も考えている。

<山本委員>

タイムカード等の検討をよろしく願います。

今回、市職員が対象ということだが、再任用職員についても同様の考え方でよいか。

<人事課長>

再任用職員についても、基本的には同様の考え方である。

<三上委員>

規則の改正案について、「2」の「ア」「イ」「ウ」だが、「ア」は月100時間未満で、年720時間が上限となること、「ウ」は月45時間までに抑えるのが6回までとすること、「イ」は2カ月から6カ月の平均時間は80時間以内とすること、でよいか。

<人事課長>

そのとおりである。

<三上委員>

土・日の時間外勤務は所属長と一緒にいるということによいか。

<人事課長>

行事等の場合は係長等と一緒にいると思うが、それ以外は1人の場合もある。

1人の場合には、自己申告の場合もある。

<三上委員>

労働安全衛生の協議の場はあるということによいか。

<人事課長>

労働安全衛生委員会があり、私と室長も委員となっている。

<三上委員>

委員は部長、課長のみか。一般職員も代表で入っているということによいか。

<人事課長>

構成メンバーは産業医、各組合代表者、健康管理士等がメンバーとなっている。

<木村副委員長>

民間の場合は時間外勤務の管理が徹底している。時間を決めて皆が一斉に帰ることが大事だと思う。先ほどの話で休日勤務のことが少し気になった。

<人事課長>

一斉に帰る日は水曜日、金曜日に「かえるDAY」として設けている。個人のパソコンにもメッセージを流したり、午後5時30分には庁内放送で退庁を促している。

土・日の出勤については、所属長への時間等の報告を徹底していきたい。

<松山委員>

「かえるDAY」にはきっちり帰っていない人もいるし、休日出勤もあるということで、職員の満足度も下がるように思う。
イクボス宣言もされている中で、休日出勤等について深く考えていく必要があるのではないか。

<市長公室長>

多くの管理職がイクボス宣言をするだけでなく、より実効性のあるものにしていく必要がある。

今回の規則改正を1つのチャンスとして、勤務時間の管理をしっかりと行っていきたい。休日に自分の手元を整理するために、市役所に来ることは確かにあるが、そのことによって自分の手元の整理と仕事があいまいになってしまうと、どこまでが時間外勤務かわからなくなるので、できるだけ土・日は市役所に来ないようにして、決められた時間の中で仕事をするという意識を持つように呼びかけ、徹底していきたい。

14:46

<福井委員長>

ここで、東日本大震災から8年を迎え、ただ今から黙とうを捧げたい。
(全員起立 黙祷)

14:47

<福井委員長>

再開する

<三上委員>

総じて若い人に時間外勤務が多いという認識でおられるのか。

<人事課長>

特に若い人だけが多いということではないと思う。

時間外勤務の是正は極めて重要な課題であるという認識は持っているが、一方で市民ニーズに対応して、適切なサービスを提供する役割を果たしていかなければならないと感じている。

今回、規則を定めることで事前チェックの徹底、職場のマネジメント強化、組織全体としての業務の効率化に取り組んでいきたいと考えている。

<三上委員>

若い人も若き人も関係なく、平均して時間外勤務をされているということでよいか。

<人事課長>

そのとおりである。

(質疑終了)

14:50

(市長公室 退室)

(生涯学習部 入室)

14:52～

【生涯学習部】

(1) 第52号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

生涯学習部長 あいさつ
市民力推進課長 説明

《質疑》

＜三上委員＞

料金設定はキャンプサイトの分で、1500円、3千円の消費税分という設定でよいか。

＜市民力推進課長＞

そのとおりである。

3千円の料金設定で、日中利用はその半額の1500円として、それぞれ現行消費税を見込んで3240円、1620円としている。

＜三上委員＞

消費税率が変わっても、当分このままでいくのか。

＜市民力推進課長＞

消費税率が秋に10%になったら、使用料を見直す予定である。

＜石野委員＞

使用料の設定で参考にした近郊のキャンプ場はどこか。

＜市民力推進課長＞

亀岡市では七谷川野外活動センター、南丹市ではスチールの森京都、美山町自然文化村である。

(質疑終了)

14:58

(2) 第56号議案 東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

文化・スポーツ課長 説明

《質疑》

＜石野委員＞

指定管理となる団体として、東別院町自治会となっているが、他に申し出はなかったのか。

＜文化・スポーツ課長＞

今回の指定管理においては、地域住民のスポーツ活動やコミュニティの場として利用いただくということもあって、非公募ということで東別院自治会だけの指定となった。

＜福井委員長＞

これまで受付けだけであったのが、草刈やグラウンドの管理業務を加えて指定管理とされたと思うが、正式にどういう要綱で指定管理になっているのか。

＜生涯学習部長＞

業務委託内容を説明させていただくということでよいか。

＜福井委員長＞

そのように願う。

＜文化・スポーツ課長＞

指定管理者が行う具体的な業務内容については、管理運営業務に関すること、施設運営に関すること、設備・備品等の管理・貸出に関すること、となっており、清掃、当該施設を使つての推進事業も業務内容に含まれている。また、グラウンド整備、草刈り等の管理も含まれている。

<福井委員長>

今までは受付だけであったと思うが、今回、それ以外に様々な業務をしなければならぬ中で、それを実行する組織はあるのか。

<文化・スポーツ課長>

東別院町自治会で運営していただけると聞いている。

<松山委員>

内容がよくわからなかったなので、もう一度説明願う。

<文化・スポーツ課長>

今までグラウンドの受付を自治会にお願いしていた。草刈り、グラウンド整備については直接、職員が行っていたが、地元をお願いしたところ、受けてもらえることとなった。地元の役員に草刈りなり、グラウンド整備をしてもらえるということで委託をさせていただいていた。

<三上委員>

今までは受付の業務委託を行っていた。

管理は亀岡市がするということがあったが、実際の草刈りや掃除は自治会に委託していた。

その業務委託と今回の指定管理について、やってもらっていることはお金の出入りも含めて変わっていないということによいか。

<文化・スポーツ課長>

今までとトータルとしては変わらないと理解していただければよい。

<松山委員>

管理経費の縮減を図るということだが、今からこの経費は下がるのか。

<文化・スポーツ課長>

管理経費としては、平均で220万円から230万円となっているが、今回の218万円ということでは若干下がっているということになる。

<福井委員長>

指定管理をかませる組織はあるのか。

<文化・スポーツ課長>

東別院自治会で体制を組んでやってもらおうと聞いている。

(質疑終了)

15:08

『行政報告』

○亀岡市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドラインについて

人権啓発課長 説明

《質疑》

なし

15:21

(生涯学習部 退室)

(休憩)

15:21~15:30

(再 開)

(総務部 入室)

15:30～

【総務部】

(1) 第58号議案 損害賠償額の決定について

総務部長 あいさつ
自治防災課主幹 説明

《質疑》

なし

15:32

(総務部 退室)

(教育部 入室)

15:34～

【教育部】

(1) 第43号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

教育部長 あいさつ
教育総務課長 説明

《質疑》

<三上委員>

国の制度改正により生活保護の基準が少し厳しくなり、受けられない人がいる中で、激減緩和措置ということで、外国人に対するものも含むということによかったか。

<教育総務課長>

従前であれば、生活保護を受けていた世帯が、今回の改正ではずれることとなるが、保育料については従前どおり減免しようとするもので、激減緩和というか、影響を最小限に抑えようとするものである。

<木曾委員>

改正の内容については理解するが、このことによって対象者が出た場合、国からの交付税も含めて厳しく精査されかねないと心配するが、どうか。

<教育総務課長>

保育所の保育料についても同様の制度が設けられている。国の子育て支援法において同様の改正を行うとした通知も福祉部門に来ていると聞いている。

今後、歳入においては一定の交付税措置が考えられるものと思っている。

<木曾委員>

私の言っていることもあり得るということか。

<教育総務課長>

今現在、その分が交付税算入されるということは明確でない。

今年は10月から幼児教育の無償化も考えられていることから、そういったものも含めて措置が考えられるものと思っている。

<木曾委員>

私が心配しているのは、制度として条例を作っていくことは問題ないと思っているが、問題は国がどのように判断して基礎的自治体に対してやってくるかということを考えながら条例を作っていくしないと、交付税がカットされる可能性があるので心配している。その点は大丈夫か。

<教育総務課長>

大丈夫だと考えている。

亀岡市に余裕があるから免除の対象世帯を増やそうとするものではない。

<木曾委員>

国が生活保護に対する基準を厳しくしたということであり、それにもかかわらず基礎的自治体がそれをもとに戻すようなことをすれば、交付税をカットされるのではないかと心配するが、大丈夫か。

<教育部長>

生活保護基準は下がったが、この保育料の対応については、以前から対象になっていた世帯について影響のないようにということで国から通知がきているので、その点については影響はないと考えている。

<三上委員>

つまり生活保護の基準は厳しくなったが、国自体が保育料等については影響が出ないようにという通知を出しているので交付税措置はあるということで、亀岡市が独自の措置をしているのではないということでよいか。

<木曾委員>

ということは生活保護については厳しく見直すが、子育てという観点では変更なく手厚くするという理解でよいか。

<教育総務課長>

そのとおりである。

<松山委員>

今まで生活保護を受けられていて、今回、生活保護の対象外となられる方も同様の保育料の免除が適用されるということでよいか。

<教育総務課長>

従前、生活保護を受給されていて、そのことで保育料を免除になっていた世帯が、今回の生活保護法の基準が変わったことで生活保護を受給されなくなったとしても、従前どおりの額であれば保育料を免除しようとするものである。

<松山委員>

これから新規で生活保護受給の申請をされて、それでもその基準に満たなかった人も今回の対応となるということでよいか。

<教育総務課長>

新たな人については福祉事務所とも連携をとって、従前どおりの基準でいけば対象世帯に入っていたのかどうか確認して、事務手続きを進めていきたい。

(質疑終了)

15 : 48

(2) 第44号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育課長 説明

《質疑》

＜木曾委員＞

専門職大学について、もう少し詳しく説明願う。

＜社会教育課長＞

専門職大学とは実習や実践を重視して、約3割から4割をそれに充てるということが言われている。実践や実習を重視しながら、これまでの専門学校的な要素と大学の学術的な要素を組み合わせ、即戦力となる人材を送り出そうとする大学とされている。リハビリテーション、ファッション、動物の看護職など、様々な専門分野がある。

＜福井委員長＞

前期課程の2年間とは。

＜社会教育課長＞

前期課程は2年間で、そのうち放課後児童健全育成事業にかかわっては、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めた人ということになる。

＜三上委員＞

専門職大学を卒業しなくても、前期課程を修了した学生も来てもらえるという理解でよいか。

＜社会教育課長＞

そのとおりである。

＜福井委員長＞

直接議案とは関係ないが、支援員について賃金の平準化をしてはどうか。

勤務時間の関係で、長期休暇となる月は給料が多くて、普段の月は給料が少ないということで、雇用しにくいと思われるが、制度的にできるのであれば給料の平準化を取り入れてはどうかと思う。（意見）

（質疑終了）

15 : 55

（3）第45号議案 亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育課担当課長 説明

《質疑》

＜木曾委員＞

施設の耐震化はどうか。

＜社会教育課担当課長＞

当該施設は耐震化調査に係る面積要件を満たしていないので、調査は行っていない。

＜木曾委員＞

公の施設として開放するにあたり、駐車場の確保はどうか。

＜社会教育課担当課長＞

集会所の斜め前に5～6台止められる駐車場がある。利用の予約が入って、人数を確認して6台以上ということであれば、乗り合わせて来ていただくよう依頼も行っていきたい。

<木曾委員>

バリアフリー面での対応はどうか。

<社会教育課担当課長>

玄関まではスロープがついていて、バリアフリー化されている。

ただ、エレベーターの設置はないので、周知していきたい。

<木曾委員>

クーラーの設置はされているのか。

<社会教育課担当課長>

クーラーは施設当初からのものがあるが、今回、貸館にあたって3月までに更新の予定である。

<木曾委員>

教育委員会に直接申込むのか。

<社会教育課担当課長>

予約は社会教育課で受けたいと思っているが、区の方が地元のことで使われる時は、区に申し込んでいただいてもよいこととしている。その際は双方で予約の確認をしていきたい。市のホームページにおいて、市民活動・文化活動に利用していただける施設の案内というページがあるので、そちらの方で申請書等を取り出せるようにしていきたい。

<木曾委員>

公の施設がなくなってきた中で、施設の利用が求められてくるので、利用しやすいような形にしていただきたい。地元の利用については、決まっているものは事前告知しておく方がよいと思うので、併せてよろしく願う。(要望)

(質疑終了)

16:05

(教育部 入室)

5 討論～採決

《委員間討議》

なし

《討論》

なし

《採決》

<福井委員長>

賛成者は挙手願う。

第42号議案（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

挙手全員

可決

第43号議案（市立幼稚園条例の一部改正）

挙手全員

可決

第44号議案（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

挙手全員

可決

第45号議案（教育集会所条例の一部改正）

挙手全員

可決

第52号議案（交流会館条例の一部改正）	挙手全員	可決
第56号議案（東別院グラウンドに係る指定管理者の指定）	挙手全員	可決
第58号議案（損害賠償額の決定）	挙手全員	可決

《指摘要望事項》

なし

16 : 12

6 陳情について

- (1) 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- (2) 全国知事会の「米軍基地負担に関する宣言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める（陳情）

（いずれも、聞き置く程度とする）

16 : 13

7 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

- ・一般会計補正予算（第8号）に係る指摘要望事項の内容等で、正副委員長に一任

(2) 閉会中の継続審査について

<福井委員長>

事務局から説明願う。

<事務局次長>

閉会中に委員会を開催するには、閉会中の継続審査の申し出を行う必要がある。

本市議会では、運営上、事務の簡素化を図るため、議員改選後4年間一括で、3月議会閉会日の本会議に提出いただいている。

文書を配付しているので、確認願う。

<福井委員長>

閉会中の継続審査について、別紙のとおり申し出ることによいか。

— 全員了 —

(3) 他都市先進地行政視察について

- ・視察項目を下記のとおり抽出。
 - 食育関係（学校給食、デリバリー弁当等）
 - 防災関係（災害対応、防災訓練等）
 - 移住定住関係
 - 公共施設管理関係
 - 人事管理

- 安定した財政運営
 - ランドマークを活かしたまちづくり
- ※最終決定は正副委員長に一任
- ・日程は、5月7日の週とする。

(4) 月例開催について

- ・4月22日の週で実施。
- ・テーマは、他都市先進地行政視察の事前調査等

(5) 次回の日程について

- ・3月25日（月）午前10時30分から開催予定（委員長報告確認他）

散会 ～16：30